

監視強化中

川にゴミを捨てる行為は違法です!!



河川にゴミを捨てる行為は違法です

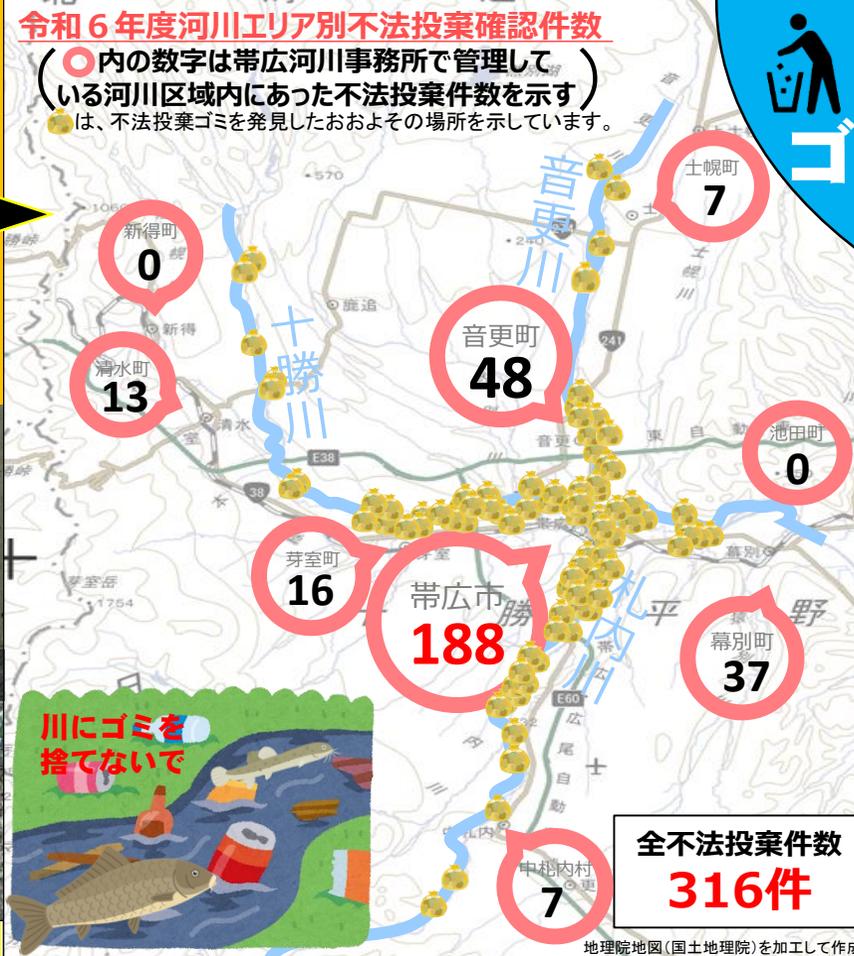
※各市町村のルールに従い、ゴミを処分しましょう。

河川法(河川法施行令第16条の4) ※一部引用
 何人も、みだりに次の行為をしてはならない。
 河川区域内の土地に土砂又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を捨てること。

罰則 3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ※一部引用
 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。(第5条)
 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。(第16条)

罰則 5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金 またはこの両方



十勝川は流域面積全国6位の **日本有数の清流大河**です。

十勝川は豊かな大自然に囲まれた**美しい川**ですが、不法投棄により**景観破壊**だけでなく、不法投棄ゴミから発生する有害物質により、土壌や地下水・川の水質が汚染され、**環境破壊**を招く恐れがあります。

十勝川流域 ゴミ被害マップ

帯広河川事務所管内

令和6年4月～令和7年3月に確認した不法投棄ゴミ**22m³***の処分に**330万円**(労務費、機械経費、処分費含む)程度の費用がかかりました。
 (この費用は大事な税金から支出されています。)

※22m³ = 40Lゴミ袋550枚の不法投棄ゴミ量

40L ゴミ袋 × 550枚

家庭ゴミは全体の**78.0%**!

令和6年度 不法投棄ゴミ内訳件数

北海道開発局 帯広開発建設部
 帯広河川事務所
 〒089-0536 北海道中川郡幕別町札内西町73番地6
 TEL 0155-25-1294

帯広河川事務所HP



不法投棄や違法焼却は法律で罰せられます!



知っていますか?

ごみをみだりに投棄したり、法令で定める方法によらず焼却した場合、「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条及び第25条**」により、**5年以下の懲役または1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金**が科せられるなど厳しい罰則が設けられています。

さらには**投棄した廃棄物の回収や現状復旧の費用を請求される**など、多額の費用負担を負うことになります。

また、法律だけでなく、**氏名公表などの罰則条例**を設けている自治体もあります。

不法投棄を未然に防ぐために

帯広河川事務所では不法投棄禁止看板等を設置するとともに、河川の適正な管理のために**パトロール**を実施しています。また、各自治体では**ボランティア**による清掃活動を行っているほか、十勝総合振興局の主催で「**とかち不法投棄やめさせ隊**」を一般・団体に広く募集し、投棄物を発見した時には行政に通報、投棄行為を見かけた時には110番通報をする活動を行うなど、不法投棄を未然に防ぐために、住民や企業、団体、行政が一体となり**地域ぐるみで監視体制を強化**しています。

近年の事例

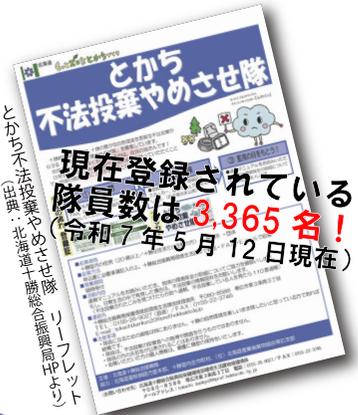
令和6年、札内川の河川敷地において、家庭ゴミが不法投棄されていたのを職員が発見し、帯広警察署へ連絡した。その後、警察の捜査により原因者が特定された。



パトロール (河川巡視)



ボランティアによる清掃活動 (クリーンウオーク in 札内川)



十勝のみんなが監視員! 「とかち不法投棄やめさせ隊」

不法投棄を未然に防ぐためには、住民や企業、団体、行政が一体となって地域ぐるみの監視を強化し、“不法投棄をさせないまちづくり”のため自分たちの町をみんなで監視し、お互いに地域を守る取組を進めることが大切です。

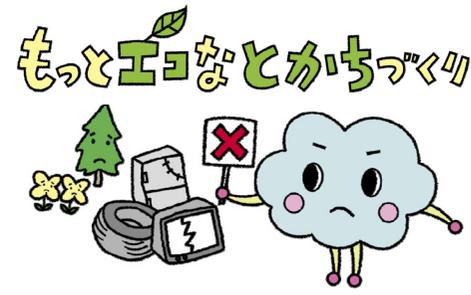
そこで、十勝の豊かな自然環境を悪質な不法投棄から守る『とかち不法投棄やめさせ隊』隊員を広く募集しています。

地域のことを一番よく知っているのは住民の皆さんです。日常生活の中で、不法投棄を見かけたり、不法投棄物を見つけた時に連絡をいただくことで、地域の環境保全につながる活動となります。

隊員募集中!!

【隊員登録の流れ】

- 1. 宣言します**
十勝総合振興局 HP より応募用紙をダウンロードし、内容を確認のうえ、必要事項を記入し十勝総合振興局へ提出してください。
- 2. 登録されます**
宣言された方には、マスコット「ふわリン」の登録証、通報マニュアル、ステッカーを配布します。
- 3. 不法投棄を見つけたらすぐ連絡!**
日常生活の中で不法投棄を見つけたら、すぐに情報提供をお願いします。



マスコットキャラクター『ふわリン』

問い合わせ先: 十勝総合振興局 保健環境部 環境生活課